

# 2017年9月定例会 本会議質問と当局答弁

2017年9月12日(火)

◎田中光明議員 一般質問(30分)

- 国民健康保険の県単位化について
- 介護施設の利用者負担の軽減について
- マイナンバーについて
- 八幡市民会館の活用について

田中光明議員への答弁

- 市長（介護保険について）
- 保健福祉局長（国民健康保険について）
- 財政局長（市民税通知書等へのマイナンバー添付について）
- 企画調整局長（八幡市民会館存続について）

<第2質問以下>

- 保健福祉局長（国民健康保険への一般会計の繰り入れを来年度どう考えているのか）
- 保健福祉局長（介護保険での境界層の市民、一人残らずつかめるか）
- 総務局長（マイナンバーが他人に知られた場合のリスクは？）
- 企画調整局長（八幡市民会館に地方創生の国補助が使える可能性はあるか、ないか）



以上

# 2017年9月定例会 本会議質問と当局答弁

2017年9月12日(火)

## ◎田中光明議員 一般質問(30分)

日本共産党の田中光明です。会派を代表して一般質問を行います。

① まず、国民健康保険の県単位化について質問します。

来年4月から、市町村が運営する国民健康保険が、市町村と都道府県が共同で運営する制度に大きく変更されます。新制度では、国保の財政は都道府県が一括管理・運営し、都道府県が各市町村に「納付金」を割り当てます。市町村は、この「納付金」を納めるために、住民から集める保険料を決定し、徴収します。市町村の収入は集めた保険料と、国県交付金、一般会計からの繰入金になりますが、従来、市町村に交付されていた前期高齢者交付金は都道府県に交付されることとなります。保険料は将来一本化する方向ですが、福岡県は当面、各自治体の保険料は一本化せず、保険料の激変緩和措置を行うとしています。

この「納付金」は100%完納が原則です。また、「納付金」の割り当てに際し、都道府県は市町村ごとに「医療給付費の水準」「標準的な収納率」「標準保険料率」などの指標を提示し、市町村に対して、給付抑制、収納率向上、繰入解消の圧力を加えることとなります。都道府県を「国保財政の管理者」「市町村の監督役」とすることで、国保行政を強化する——これが、国の狙いです。

今回の制度変更の際、国は国保に対し1700億円の公費投入を行なうとしています。この公費は国が決めたメニューにそって配分されます。そのメニューの中には、各市町村の給付費削減の「努力」や保険料収納率を評価して予算を配分する「保険者努力支援制度」などの項目も含まれています。市町村の独自繰入について政府・厚労省は、「制限されず、自治体の判断で行なえる」としていますが、今後「繰り入れ」の削減や廃止の圧力がかかり、国保料が引き上がり、保険証の取り上げや差し押さえなど無慈悲な滞納制裁がいつそう強化されることが懸念されます。

本市の本年度の一般会計の繰入額は約144億円、保険料収入は174億円で、繰入がなくなれば保険料は大幅に跳ね上がることとなります。

現行制度では、本市は、まず一人当たり保険給付費の過去3年の平均伸び率を算出し、前年の一人当たり保険料に乗じて、当年の一人当たり保険料を決めます。現行制度では、本市独自のルールで、今年度の一人当たり給付費の対前年比伸び率が1.4%以内であれば、来年度の保険料は引き下げになります。

しかし、来年度からは、県から「納付金」の額が示されるため、この計算方法は全く変わります。保険料の負担は市民に重くのしかかっています。来年度の保険料負担は引き下げるべきだと考えますが、見解を伺います。①

② 次に、介護施設の利用者負担の軽減について質問します

### 介護保険施設の居住費・食費の自己負担限度額(日額)

利用者負担段階	対象者		居住費(滞在費)の負担限度額				食費負担限度額
			ユニット型個室	ユニット型準個室	多床室		
					特養	老健療養	
第1	生活保護・高齢福祉年金受給者		820円	490円	0円	0円	300円
第2	市民税非課税世帯	課税年金収入と合計所得の合計が80万円以下	820円	490円	370円	370円	390円
第3	市民税課税世帯	課税年金収入と合計所得の合計が80万円を超える	1,310円	1,310円	370円	370円	650円
第4	市民税課税世帯		1,970円	1,640円	840円	370円	1,380円

特別養護老人ホーム、いわゆる特養などの介護保険施設入所者の負担を軽減する制度は補足給付と境界層措置の二つがあります。このうち補足給付とは、食費や居住費について、申請により負担を軽減する制度で、市民税非課税世帯で一定の条件を満たす方を対象とするものです。また境界層措置は、補足給付を受けても、生活保護を必要とするほど生活が困窮する場合、食費や居住費などの額を更に引き下げること、生活保護を必要としない状態を確保する制度です。

本市の平成29年7月の介護保険施設入所者数は8,162人です。「補足給付」の適用となる負担限度額認定証が交付されている方は延べ人数ですが7,576人、92.8%です。本市の周知はかなり徹底されていると思います。補足給付の申請は、介護の窓口で申請できます。

しかし、「境界層措置」は、平成28年度末の該当者の人数は73人で、施設入所者の0.9%です。6月の質問で市長は「チラシ等を介護保険料の納入通知書に同封。介護保険の窓口に来所した場合に詳しく説明。約630事業者に協力依頼。市主催の場などで情報を適宜提供」などで周知について答弁しました。しかし、わたくしが相談を受けた市民は、特養の施設から境界層措置について説明を受けていませんでした。

大阪市は「介護保険境界層措置事務取扱要領」を定め、境界層措置の適用事務を、介護保険と生活保護の2つの担当者が連携して行うとしています。具体的には、「介護保険の担当者が境界層措置の適用が可能と判断すれば、被保険者に「境界層措置」について説明し、「介護保険連絡票」を交付し、収入申告書を添えて生活保護の担当者に提出するように教示する」と定めています。介護の窓口や施設において、こういう親切な対応が必要です。

本市においても「境界層措置」の徹底を図るため、「介護保険境界層措置事務取扱要領」を定めるべきだと考えますが、見解を伺います。②

③ 次に、マイナンバーについて質問します

マイナンバー制度とは、住民票があるすべての国民・外国人に生涯変わらない12桁の番号をつけ、さまざまな機関や事務所などに散在する各自の個人情報、その番号を使って簡単に名寄せ・参照できるようにし、行政などがそれらの個人情報を活用しようとする制度です。

法律が施行された現在も、「通知カードが届かない」「従業員から集めたマイナンバーが盗難にあい流出した」などのトラブルや、マイナンバーを口実にした詐欺などが頻発しています。制度の欠陥は明らかであることから、わが党はマイナンバー制度の導入に一貫し

て反対し、廃止することを求めてきました。今年5月15日のカード交付率は全国で9.0%、本市は7月末現在8.6%です。交付率の低さは、国民、市民が個人情報の流出を心配して、カードを申請していないことの現れです。

本市は「平成29年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書(特別徴収義務者用)」に、納税義務者全員のマイナンバーを記載し、本年5月18日付で事業所に送付しました。

マイナンバーを事業所に届けていない方は多数います。理由はいろいろありますが、中には、個人情報の流失を恐れ、あえて届けていない方もいます。そういう人も含め、本市が事業所に送付する通知書にマイナンバーを全員記載したことは、問題だと思います。本人の了承なしに、マイナンバーを事業所に知らせてよいのでしょうか。事業所の不手際や盗難などで、個人のマイナンバーが流出した場合、だれが責任を取るのでしょうか。

本人の承諾なしに、事業所にマイナンバーを知らせるべきではないと考えますが、見解を伺います。③

#### ④ 最後に、八幡市民会館の活用について質問します

「八幡市民会館リボーン委員会」から今年4月13日に「旧八幡市民会館再生に関するご提案とお願い」があり、本市は6月27日に「この提案は受け入れられない」としたうえで、「旧八幡市民会館の建物の取り扱いについては、当面現状のまま保留とし、建物内部の活用については、市において、公共施設のマネジメントの視点を踏まえ、検討したい」と回答しました。

本市の公共施設のマネジメントについて、わが党は「建物の歴史的・文化的特性を無視した計画になっている」と問題点を指摘し、八幡市民会館の歴史的、文化的な意義を評価し、多くの存続を求める市内外の声にこたえ、従来通りの活用を求めてきました。

米子市公会堂は八幡市民会館と同じく、日本を代表する建築家である村野藤吾氏の設計で、完成も同時期の昭和33年です。平成22年9月末に「補修費用が高い」などを理由に、市は使用を停止しましたが、市内外の存続を求める声に押され、約15億円の費用をかけて改修工事が行われ、2014年3月にリニューアルオープンしました。

また、旧安川邸洋館も当初解体の予定でしたが、「旧安川邸整備・活用に関する懇話会」で、専門家などから「文化的・歴史的価値が高い」との意見が出て、市当局は活用の可能性を再検討することにしました。

リボーン委員会の提案を拒否した今、改めて八幡市民会館の今後の存続・活用について、「検討委員会」を設置し、歴史的・文化的価値、各種の補助金も活用した資金計画を検討すべきだと考えますが、見解を伺います。④

以上で第一質問を終わります。

田中光明議員への答弁

#### ■市長

(介護保険について)

介護保険制度は高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして創設された社会保険制度だ。そのため、誰もが必要な時に介護サービスを利用できるよう、低所得者に対する配慮として捕捉給付、境界層措置など利用者の負担を軽減する様々な措置がある。本市としては生活困窮のため、必要な介護サービスが受けられなくなることをないように、利用者などに対し負担軽減制度の周知を行っていくことが大切だと考えており、これまでも繰り返しこのことを申し上げてきた。

介護保険施設などの事業者を通じた負担軽減制度の周知、説明については、6月議会において各2回、利用者に対して協力依頼を行っている」と答弁したところだが、平成29年

8月にも改めて施設への協力依頼を行った。実際に施設から説明を受けた市民が、境界層措置の適用申請のために、保護課の窓口に来所した事例もあると聞いている。

加えて本市においては、境界層措置の手続きについて不安がある市民については、必要に応じ区の介護保険担当職員が保護課に同行して引継ぎを行っている。この対応をさらに徹底するよう指示したところだ。

この件については、6月に開催した介護保険担当課長会議において、その旨、各区役所にも伝達し、重ねて文書通知も行ったと聞いている。

大阪市の事例を引き合いに、事務取扱要領の策定についてご提案いただいているが、詳細な事務手続きは国の通知により既に示されていること、また保健福祉局作成の事務問答集に、境界層の事務取扱についてすでに明示していること、また保護課への引継ぎについては必要に応じ職員が同行していること、などすでに適正な対応がなされていると考えている。

今後とも引き続き、介護保険窓口での丁寧な対応を徹底するとともに、介護保険施設などに対しても様々な機会を通じ、境界層措置など負担軽減制度の周知、説明について協力依頼を行っていきたいと考えている。

## ■保健福祉局長

(国民健康保険について)

福岡県と県内市町村が国民健康保険の県単位化の明確な実施、運営に向けて行っている協議の中には、平成30年度から直ちに保険料の県内均一化は行わないということ、それから中長期的には、市町村の医療費水準の平準化を図りながら、緩やかに保険料を均一化していくこと、こういったことが合意に至っている。

さらに9月8日に示された福岡県国民健康保険運営方針、これは案だが、これによると一般会計からの法定外繰入金の内、決算補てん等を目的とする繰入金については、今後計画的に削減、解消すべきこと、損制度への円滑な移行を図るため市町村の実質的な財政負担に大幅な上昇が生じないように激変緩和措置を実施すること、こういったことが示されたところだ。

現在、県において納付金および標準保険料率の算定方法のガイドラインや、平成30年度から毎年導入されることになった約1700億円の公費の分配の考え方に基づいて、平成29年度予算をベースに納付金や標準保険料率などについて、3回目の試算が行われているという状況だ。

10月の中旬以降になれば、国の方から平成30年度納付金の計算に用いる仮の数値や保険者努力支援制度の交付額が提示される予定で、それらの数値や額に基づき、福岡県が平成30年度納付金の請求を行うこととなっている。

現時点では、本市が負担する納付金や保険者努力支援制度の交付額が明らかになっていないため、来年度の保険料は請求できないことから、来年度の保険料の改定内容について示せる段階にはない。

現在、国が行っている試算や平成30年度納付金の推定結果が判明した後に、本市の保険料設定の考え方を示したい。

先ほど言い間違えた。国において納付金および標準保険料率の算定方法のガイドラインや、ということを行ったが、「県」だった。

## ■財政局長

(市民税通知書等へのマイナンバー添付について)

マイナンバー制度は、社会保障、税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平、公正な社会を実現するための社会基盤であり、現在、税分野をはじめ各分野

でその活用が広がりつつある。

ご指摘の給与所得等にかかわる市民税、県民税、特別徴収税額の決定変更通知書、これは給与所得者の市県民税を給与から徴収するために、市が地方税法に基づいて特別徴収義務者である事業者に対して、従業員ごとの税額を通知するものだ。

この特別徴収税額の通知書には、地方税法の施行規則によって、住所、氏名、税額等とともに、マイナンバーを記載することとされており、マイナンバーを記載しないことあるいは一部を不記載とすること、これは法令上認められていない。このことは、本年5月に廃止された通知においても例示をされている。

また特別徴収税額の通知書に、マイナンバーを記載して通知することは、いわゆる番号法、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律だが、この番号法において認められているマイナンバーを含む特定個人情報の提供にあたるが、この提供については番号法上、本人の承諾は要件とされていない。

このように特別徴収税額の通知書にマイナンバーを記載して通知することは、法律に基づく手続きで、本市はこれに則って通知したものだ。

## ■企画調整局長

(八幡市民会館存続について)

八幡市民会館の事業廃止後の建物の利活用策については、八幡市民会館リボーン委員会で検討が行われ、本年4月13日に同委員会から旧八幡市民会館再生に関する提案をお願いとして、建物の利活用に関する提案を受けたところだ。

この提案に対して市において、事業性や持続可能性といった視点で提案内容の精査を行った結果、イニシャルコストに対する民間資金の確保に向けた取り組みが必要、運営費の裏づけとなる年間18万人に入場者確保が困難であることから、提案を受け入れることができない旨、6月27日に同委員会に回答したところだ。

このため旧八幡市民会館の建物の取り扱いについては、現時点で具体的な跡地活用策がないことなどから、当面、現状のまま保留することとし建物内部の活用については、市で公共施設マネジメントの視点を踏まえて検討することとした。現在、公共施設マネジメント実行計画の、総量抑制や資産の有効活用、こういった視点を踏まえ市の内部で利活用策を検討しているところだ。

一方、これまでも本会議や委員会でも答弁してきたとおり、平成27年3月議会において八幡市民会館の機能を廃止する条例改正案を承認いただき、すでに廃止していること、公共施設マネジメントで公共施設の集約を図っていること、などから市として再度市民会館の機能を持った建物として利活用することは考えていない。

いずれにしても建物の取り扱いが決まっていない現状においては、検討委員会を設置し歴史的、文化的価値や各種補助金を活用した資金計画を検討する状況ではないと考えている。

<第2質問以下>

## ■保健福祉局長

(国民健康保険への一般会計の繰り入れを来年度どう考えているのか)

今回の改正の仕組みそのものをご説明いただいたような感じなので、そういったことはわれわれも同じ認識でいる。共同通信のアンケートは、今の時点ではどうなるか皆目わからないということで、答えられないということにした。いずれにしても市民からいただく保険料と、一般財源から投入する、その全体の原資でいま健康保険制度を維持している。

今後、県単位化になるということで、県のほうであらゆる県内の市町村の財源を集約して、ということになるので、もともとの制度改正の理念からすれば、県内の市町村で水準

がバラバラであったのを均一化するという事なので、どこか負担の増える自治体もあれば比較的軽くなる自治体も出てくるというのは、平均をとるということになれば、当然そういうことになると思う。

いま県の方も県単位化にするにあたっては、各市町村の負担が大きく変わることがないように、ということでもいろいろ議論を進めていると聞いているので、その範囲の情報しかないということでご理解いただきたい。

#### ■保健福祉局長

(介護保険での境界層の市民、一人残らずつかめるか)

6月議会からご指摘いただいているので、我々もいろいろ情報をとって調べているところだが、例えば大阪市の取り組み、大阪市は被保険者が約68万人いて、この境界層措置に該当した方が153人ということで0.022%、北九州市は被保険者が28万人5000人くらいいて、適用が70人ちょっとということで、割合でいうと0.026%、このレベルですからどっちもどっちとはいわないが、なかなか大阪市も進んでいないという状況です。

申し上げたいことは、実際窓口では境界層措置を適用するときの手続きで、生活保護の申請をいったんしていただいて、生活保護が本来の目的ではないでしょうが手続き上、必ずそれをしていただいて境界層措置の適用になれば、そのおかげで生活保護をまぬかれますと、いう証明書をもらうということになる。

なかには、生活保護の手続きをすることそのものを、躊躇される市民の方もいる。そういったことも受けて、我々としては具体的に窓口で説明して躊躇される方には場合によっては一緒について行ってやるということをやっているわけで、大阪市よりも我々としては丁寧にやっているつもりだ。その中で漏れの内容にやっていきたいということ考えている。

#### ■総務局長

(マイナンバーが他人に知られた場合のリスクは?)

まずマイナンバー自体は、基本的にマイナンバーを使って手続きできる仕事というのは決まっています。マイナンバーを使って何か申請したり、手続きをする場合には本人確認をすることになるので、二重チェックがかかってくるので、リスクがゼロとはいわないが、非常にセキュリティーとしては二重三重のセキュリティーをかけていると考えている。

#### ■企画調整局長

(八幡市民会館に地方創生の国補助が使える可能性はあるか、ないか)

旧八幡市民会館については、現在利活用策を市内部で検討しているところで、建物の取り扱いが決まっていない現状においては、地方創生交付金の適用について検討する段階ではないと考えている。地方創生交付金については、ハードの交付金は29年度以降は想定されていない。通常の交付金については、ソフト事業を半分以上やるというような条件で、なかなか活用するのは難しいと思っている。

以上